

平成23年12月中川村議会定例会議事日程(3)

平成23年12月16日(金) 午後1時30分 開議

日程第1	議案第1号	中川村暴力団排除条例の制定について
日程第2	議案第10号	農業用施設災害復旧事業工事請負契約の締結について
日程第3	請願第5号	T P P (環太平洋連携協定) 交渉参加への反対を求める請願
日程第4	請願第6号	T P P への参加反対の意見書を求める請願
日程第5	請願第7号	浜岡原発の永久停止・廃炉を求める請願
日程第6	陳情第6号	国に対して、消費税増税反対の意見書を提出することを求める陳情
日程第7	陳情第7号	県に対して、住宅リフォーム助成制度の創設の意見書を提出することを求める陳情
日程第8	陳情第8号	子ども発達支援施策の継続と拡充の陳情書
日程第9	発議第1号	環太平洋戦略的経済連携協定(T P P) 参加に向けた協議の中止を求める意見書の提出について
日程第10	発議第2号	中部電力浜岡原発の永久停止・廃炉を求める決議について
日程第11	発議第3号	「住宅リフォーム助成制度」の創設を求める意見書の提出について
日程第12		委員会の閉会中の継続調査について

出席議員(10名)

1番	中塚 礼次郎
2番	高橋 昭夫
3番	藤川 稔
4番	山崎 啓造
5番	村田 豊
6番	大原 孝芳
7番	湯澤 賢一
8番	柳生 仁
9番	竹沢 久美子
10番	松村 隆一

説明のために参加した者

村長	曾我 逸郎	副村長	河崎 誠
教育長	松村 正明	総務課長	宮下 健彦
会計管理者	宮澤 学	住民税務課長	北島 眞
保健福祉課長	玉垣 章司	振興課長	福島 喜弘
建設水道課長	鈴木 勝	教育次長	座光寺 悟司

職務のために参加した者

議会事務局長 中平 千賀夫
書 記 松村 順子

平成23年12月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成23年12月16日 午後1時30分 開議

- 事務局長
○議長
- ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)
ご参集ご苦労さまでございます。
ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。
なお、議案第10号 農業用施設災害復旧事業工事請負契約の締結についてが追加になっておりますので、ご承知お願います。
日程第1 議案第1号 中川村暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。
なお、本案は、去る12日の本会議において提案理由の説明が終了しています。
これより質疑・討論を行います。
○3番 (藤川 稔君) それでは、中川村暴力団排除条例につきまして4つ質問をさせていただきます。
質問の1つ目として、この中で、第2条に用語の定義ということであつたわけでありまして、この中の(2)暴力団員、これは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ということであつたわけでありまして、この暴力団員以外の暴力団準構成員は排除の対象となっておりますが、そこら辺をどのように検討されたかということでございます。
暴力団準構成員とは、暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者または暴力団もしくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等、暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者を言いますが、暴力団準構成員は、暴力団の不法行為を影から支援または先導し、暴力団と同様、市民に脅威と不安を与えることは明らかであります。
参考例といたしまして、東京都の暴力団の排除条例の定義の中は、この暴力団以外としまして「暴力団関係者」という定義が入っております。これは、「暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう」ということであります。
また、愛媛県の伊予市につきましては、明確に「暴力団員等」という「等」を加えまして、「暴力団員または暴力団準構成員をいう」ということになっております。
ただ、長野県の暴力団排除条例につきましては、中川村同様、この第2条第6号に規定する暴力団員ということでございます。
それが1つ目でございます。
2つ目につきましては、条例制定に対するパブリックコメント、いわゆる意見の公募の実施を、なぜしなかったのかということでもあります。今回のこの条例につきましては、村の責務に加え、村民、事業者の皆さんの責務をうたわれている以上、条例制

定の参考にさせていただくため、村民、事業者の皆さんにお知らせをし、ご意見を募集することが妥当と思われませんが、いかがでしょうか。

箕輪町につきましては今年の8月に公募、また、駒ヶ根市は、来年の1月～2月、公募予定、飯田市につきましても今年の9月に公募を行っております。その他市町村においても、ほとんどが、このパブリックコメント、意見公募の実施を行っております。

これが2つ目でございます。

3つ目につきましては、この中の第4条関係、村の責務でございますけれども、村として暴力団の排除に関する施策を具体的にどのように講じていくのか、暴力団の排除に関する施策がうたわれておりますが、その具体的にどのような施策を講じていくのかということが3つ目でございます。

最後、4つ目でございますけれども、第5条関係、村民及び事業者の責務でございます。村民の村の施策への協力については努力規定、事業者については義務規定としておりますけれども、この違いにつきましては、さきの全協でお示しをいただきました逐条解説、第2項関連の(8)の解釈でよろしいかどうかということでございます。

この4点につきまして、ご答弁、お願いをいたしたいと思っております。

○総務課長
ご質問をいただきましたので、私のほうからお答えをさせていただきます。

暴力団員の定義は、確かに第2条第6号で申し上げており「暴力団の構成員をいう」ということございまして、その法を受けているわけでございますけれども、暴力団準構成員を暴力団員とみなすかどうかということには、明確な規定がされていません。

条例では、第6条の村の事務事業における措置という条例があるんですが、この中で、公共工事、その他の村の事務事業により暴力団員または暴力団関係者を村が実施する入札に参加させないことのほか、必要な措置を講じるというように規定をしておりますので、暴力団員と不可分な関係の者として排除の対象となるというふうを考えているところであります。

なお、長野県条例の中にも、ちょっと調べてみましたが、これは、長野県条例では、長野県の公安委員会規則のほうで定めるというふうになっておりますので、そちらも調べて、ちょっと、みましたが、この中には、暴力団準構成員の定義は出ておりませんでした。一つは、そういう解釈であるということでございます。

それから、2点目の公衆の意見でありますパブリックコメントの募集をしなかった理由ということでもありますけれども、これにつきましては、暴力団の対策法が、まず基本にありまして、これを受けて県条例が告示をされております。

村の条例では、法第32条を具体的にどうするものかを規定するものである必要があるわけでありまして、この条例の原案につきましては、その事情に詳しい長野県公安委員会が原案を作成したものであるために、これを、一部、手直し等をしてですね、中川村のオリジナルといえますか、そういった条例をつくることは、県下に同じ網をかけて暴力団を排除していくということから言えば、ちょっと適当ではないだろうと

いうふうを考えるものであります。

村民の方に事前に周知することについては、条例のついでの関心及びその中での検討をしていただくということでは、必要であるというふうを考えるものですが、今回の条例制定につきましては、市町村が同じ趣旨、内容で暴力団員等の不法な行為を社会全体で排除して包囲していくということが重要でありますし、同じ規定の条例化が必要であると考えたところでありまして、今回は、村民の意見を事前に聴取するというようなことはしなかったものであります。

それから、3点目のご質問ですけど、第4条の暴力団の排除に関する施策を具体的にどのように講じていくかということでございますが、まずは、条例の趣旨を、成立した場合にはですね、村民の皆さんに明らかにしていくこと、次に、事業者の皆さん等に条例の規定について説明をいたしまして、徹底を図っていくということであります。

暴力団の排除につながるさまざまな施策について講じるということでございますので、村単独では、なかなか暴力団等の排除には効果が発揮できないというおそれは十分にありますので、駒ヶ根警察署並びに、長野県には暴力追放県民センターというのが組織されておりますので、こちらのほうと連携をした取り組みということが考えられると、今の時点では、そのように考えているところでございます。

それから、もう1点、この条例の中では、村民の村への協力は、いわゆる努力、努めるものとするという表記で努力規定になっておりますし、事業者につきましては、義務的な規定になっているということの理由は何かということでございますけれども、(4)これは、この条文について解説をさせていただきましたものであります。これでの説明のありますとおり、事業者に、その暴力団を律するという認識がないまま取り引きが行われ、暴力団等の排除を阻害する、これが要因になっているということのようでございます。この考え方につきましては、暴力団、長野県の暴力団排除条例第5条にも同様な内容が規定をされているものであります。

そのために、先ほど挙げました長野県暴力追放県民センターでは、事業者に対するこれらの排除を徹底していく、そのための講習を実施するなど、事業者に高い意識と見識を育成することに力を注いでいるというようなことのようにございます。

以上でございますが、よろしく申し上げます。

○3 番 (藤川 稔君) それでは、内容につきましては、把握をいたしました。

ただ、パブリックコメントにつきましては、今定例会に上程されておりますので、ちょっと、そんなような場を設けるといことは、もうできませんけれども、この用に直接、村民でありますとか事業者に責務を課すような、直接、生活、あるいは責任等、明確に課していくような、こういった重要な条例の制定等につきましては、今後、なるべくパブリックコメントの意見募集を行って、あるにしても、ないにしても、公募していくということが大事なあつていようなことを感じますので、今後の取り扱いについてお願いいたします。

また、これから議決されるかどうか、制定後につきましても、その取り組みが非常に重要になってくると思いますので、ぜひ、そこら辺のお取り組みについても、しっかりやっていただきたいと、そんなふうに思います。

以上です。

○議 長 ほかに質疑・討論はありませんか。

○5 番 (村田 豊君) 私は賛成の立場で討論をいたします。

今、それぞれ、全協でも説明ありましたし、また、3番議員の具体的な質問の中で、内容を、再度、確認ができました。私も、一番心配をするのが、村民の皆さんへ、いかに徹底されて、トラブルが発生しないようにするかという点に十分留意をした、条例が制定できた時点では、取り組みをしていただくことが大事じゃないかというふうに思います。

行政の場合は、それぞれ契約なり、あるいは、いろいろな場面で内容が周知されておりますので、取り引き上のトラブルは回避できるような体制が既にとられてきております。

事業者への徹底についても、これも、恐らく事業者としての責任が発生しますので、このことも、当然、留意をした、内容を十分に熟知して留意した取り組みがされると思います。

ただ、問題になるのは、一般村民の方々が、恐らく一番発生すると思われる点については、その不動産関係の取り引き、土地、家屋等の、言ってみれば、どうしても、ある程度の経済状況の中で手放さざるを得ないというような状況は発生をしたときに、こういった内容が熟知されていないためのトラブルが発生するということが一番懸念をするわけですので、十分なる配慮をしていただいて、周知ができるような啓蒙活動を進めていただきたいと、思います。

そんな点もお願いいたしながら、賛成討論としたいと、思います。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑・討論なしと認めます。

これで質疑・討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第10号 農業用施設災害復旧事業工事請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○振興課長 議案第10号の提案理由の説明をいたします。

工事請負契約を締結するため、中川村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により本案を提出するものでありまして、契約の目的は、平成23年度農業用施設災害復旧工事で、本年9月の台風15号により被災した北島頭首工の復旧工事であります。

契約の方法は、指名競争による入札。
 契約の金額は、1億185万円。
 契約の相手方は、中川村片桐5158番地、田島建設株式会社 代表取締役 桃沢傳であります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長 説明を終わりました。
 これより質疑・討論を行います。
 質疑・討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 質疑・討論なしと認めます。
 これで質疑・討論を終わります。
 これより採決を行います。
 本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議長 全員賛成です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第3 請願第5号 TPP（環太平洋連携協定）交渉参加への反対を求める請願

を議題といたします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。
 総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 それでは、請願第5号の審査結果について、12月12日の本会議におきまして当総務経済委員会に付託されました請願第5号 TPP（環太平洋連携協定）交渉参加への反対を求める請願書につきまして、去る12月13日、第1委員会室において全委員出席のもと慎重に審査しました。

結果は、全員一致で採択です。

審査の過程で出された意見は次のとおりです。

「請願受理が10月18日で、12月議会までのこの2ヶ月近くで事態は進行している。請願の表題が交渉参加への反対を求めるとなっているが、APECでは、TPPへの参加に向け関係各国と協議に入ると表明しており、交渉参加するということではないのか。」というような意見がありました。この中では、「国内できちんと交渉参加を表明したわけではない。」との討議がなされました。

「請願6号との関連から趣旨採択に。」との意見もありましたが、「昨年も請願が出されており、その後もJAとして署名活動などを通じ地域住民と一体となった活動をしており、請願の趣旨を生かすべき。」との意見で採択されました。

なお、意見書につきましては、請願第6号が第5号の内容も包括しているとのことで一本化しました。

以上、報告とさせていただきます。
 よろしくご審議をお願いします。

○議長 報告を終わりました。
 これより委員長報告に対する質疑・討論を行います。

○2番 (高橋 昭夫君) この経過説明といえますか、そうした中をお聞きしたいと思いますが、反対を求める、このことについては多くに取り上げられておりますけれども、賛成意見が議論として余り示されません。そうした点についてどんな意見が出されたかをお聞きしたいと思います。

また、二者択一といえますか、二者択一の議論しかないのか、違った角度で議論を高める必要がないのかというような意見についても、どんな内容の議論がされたかをお聞きしたいと思います。

○総務経済委員長 ただいま、賛成の意見はないのかというようなご意見がありました。確かに、反対の立場だけを見ていっていいのかということは、今回の一般質問等を見てもありました。しかし、中川村が村挙げてのTPP反対の、こうした対応をしていく中で、議会でも議決をしてきておりますので、そうした村としての立場、議会としての立場として、やはり採択していくべきとの意見でした。

○2番 (高橋 昭夫君) もう1点の、その二者択一議論しかなかったのかという点について触れていただきたいと思います。

○総務経済委員長 ただいまも申しましたが、そうした賛成ということではなくて、そういう考え方も必要ではないかという意見はありましたが、特別、このことを、こういうふうにしていったらどうかというような提案はありませんでした。

○議長 長 ほか質疑・討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 長 これで質疑・討論を終わります。
 これより採決を行います。
 この請願に対する委員長の報告は採択です。
 この請願は委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議長 長 賛成多数と認めます。よって、請願第5号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第4 請願第6号 TPPへの参加反対の意見書を求める請願

を議題といたします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。
 総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 それでは、請願第6号についての審査の結果を発表いたします。
 12月12日の本会議におきまして当総務経済委員会に付託されました請願第6号 T

PPへの参加反対の意見書を求める請願につきましては、去る12月13日、第1委員会室において全委員出席のもと慎重に審査しました。

結果は、全員一致で採択です。

審査の過程で出された意見は次のとおりです。

「村挙げてのTPP参加反対の運動には、議会も全面的に参加してきております。今回の請願は、審査日程に近く、時期にあった請願内容である。政府の対応は、国民的コンセンサスもなく、切迫で拙速である。」との意見で採択されました。

以上、報告とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑・討論を行います。

質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑・討論なしと認めます。

これで質疑・討論を終わります。

これより採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

賛成多数です。よって、請願第6号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第5 請願第7号 浜岡原発の永久停止・廃炉を求める請願を議題といたします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長

請願第7号に対する審査の結果報告をいたします。

12月12日の本会議におきまして当総務経済委員会に付託されました請願第7号 浜岡原発の永久停止・廃炉を求める請願につきまして、去る12月13日、第1委員会室において全委員出席のもと慎重に審査しました。

結果は、全員一致で採択です。

審査の過程で出された意見は次のとおりです。

「請願文書では、浜岡原発を即時停止となっているが、現在、停止となっている。ストレステストが住んでも近隣市町村がOKを出さなければ動かないのではないか。また、代替エネルギーの問題もある。3・11の福島原発事故が起こるまでは原子力がどうにかなると考えていたが、ひとたび事故が起これば、どうすることもできない。停止するしかない。」「請願書に添えられた原発に対する村民966名の署名の重みを受けとるべき。」「中部電力に停止や廃炉を求めるだけでなく、自分たちの暮らし方、大量生産・大量消費、便利さを求める、こうしたものも考えていく必要がある。」との意

見がありました。

また、参考までにですが、浜岡原発、全協、一刻も早く提出するよう中部電力に対して勧告を求める意見書が中川村議会では平成19年の9月25日に、また、そのほかにも、今議会になってからも出されておりますので、その辺も参考にして、こういう意見が出されました。

なお、この請願は、中部電力株式会社という一企業に対するものであり、地方自治法の第99条の国及び関係団体への意見書の送付には該当せず、意見書の送付はできません。当委員会としては、中部電力株式会社に対し、請願の結果と意見書にかえ決議文を送付するとの意見で一致いたしました。

以上、報告とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑・討論を行います。

○5番

(村田 豊君) 3点お聞きをしたいと思います。

まず、1点は、今、話がありましたように、署名運動が展開されました。

私も趣旨については、6月の停止に対する折にも、趣旨に対してはわかるけれど、内容についてというふうなことで申したことを確認をいただけたと思いますけれども、十分、永久、言ってみれば廃炉、停止、廃炉ということについては、一定の年数を経て、恐らく20年30年というような年数がかかると思いますけど、このことは十分理解できます。

ただ、今回、この進め方について1点お聞きしたいのは、今議会に、定例会に請願としてかかるに当たって、なぜ、全員の議会の議員の皆さんに、国へ上げる署名の内容、議会へ上げる署名の内容が配付をされなかったのか、その点、1点お聞きをします。

2点目として、今、署名があったという、966名の署名があったということをお聞きしました。これは、国へ上げる署名の総人員と、恐らく議会へ上げる署名の人員と同数なのか、私は違っているというふうに思います。私の場合、申し上げますと、私のところへ来ましたので、議会へ上げる署名については、当然、議員である以上、この段階で意思表示をすることはできませんよと、当然、このことは、議会として十分内容をみんなで討議しながら判断をしていくことであるということで、片方だけ、国へ上げる部分の署名だけいたしました。村に上げる署名の人員、人数についてお聞かせをいただきたい。

それから、3点目として、内容は十分わかりますけれども、6月に、言っているような停止、安全策を講じてほしいということを議会として決定をしておりますが、言ってみれば、近隣市町村等々の動きであるとか、あるいは、浜岡原発の近隣の市町村が、こういった、言ってみれば決議がされて、中電へ要請がされているのか、そういったことを十分精査をされて、採択という方向でされたのか。

この3点をお聞きしたい。

○総務経済委員長 署名の内容については、署名者のことですので、議員の方の中にも署名をお願いされていない方はいるかと思いますが、この請願が出された時点での数であれですので、まだ継続して、署名活動は、やっているのではないかと思いますが、その辺のところは、ちょっと、署名の方たちに聞かないと、内容まではわかりません。なぜ、内容が議員に配付をされなかったというところまでは、わかりません。

それから、署名が、その村へ出されたものと国へ出されたものとの数ですが、確認はしてありませんが、こちらへ出されたものに対して、私たちは審議をしたものであって、この数は966名です。

それと、6月の議会決議を含めて、近隣市町村や、また、浜岡の周辺の議会の状況なんかも聞いてみたかということもありますけど、個々では、もちろん、情報として持っていると思いますが、これは中川村議会に対する独自のものであるので、中川村議会として、委員会として判断をいたしました。

以上です。

○5 番 (村田 豊君) 何かオブラートで包まれたような答弁、答えであったわけですが、966名という人員が確定をしておりますながら、言ってみれば、議長あての署名の人員が、その時点で、なぜ掌握されて、議会として報告がなかったのか、その点、もう一度お聞きします。

○総務経済委員長 その署名に、請願に対して署名がついていたんで、そのことは別に議長からどうこうという問題ではないと思います。

○5 番 (村田 豊君) 答えになっていないので、後から、この点は確認をして報告、この時点で966という人員を確認した時点で、何人だったということをお伝えをいただきたいと思います。

それから、もう1点は、決議文の内容について提示をいただきたいと思います。

○総務経済委員長 ただいまの署名の数ですけど、この配付された文章で、請願文書表で、数字は、きちっと出されておりますので、そのことで審査いたしました。

それから、決議文については、後段で、その議題に出されるものですので、先ほど委員会としての方向を出したというところまで報告させていただき、決議文については、次の議題で皆さんに検討していただきます。委員会としては、検討はしてありますが。

○5 番 (村田 豊君) 議長。5番。関連でいいですか。引き続きまして関連で。

今の答えでは納得できませんので、私は、今、言ったような議長あての署名人員を、この時点でのものを、後ほどお知らせをいただきたいと思います。納得がいきませんので。

○総務経済委員長 納得がいかないということですけど、ここへ文書として出されているので、そのものを全部チェックしたかということか、どういうことなんでしょうか。それこそ、反問ではありませんが、質問の趣旨がわかりません。

○議長 5番 村田議員。文書配付表は行っておりますよね。請願・陳情の。そこに数字が入っているんですが、請願・陳情の文書表。

○5 番 (村田 豊君) それはわかります。私、見ております。それはわかりますけれど、署名を取りまとめたときの文面を見られていない議員がいますけど、私のところには回ってきましたので、一番最初にも、そのことをはっきり申し上げましたが、A3で、こういう文面が配られました。署名内容の。それに対して、国に上げるものじゃなくて、議長あてに上げるものについて、どういう内容で取りまとめがされたかということをお聞きをしたわけです。

○総務経済委員長 委員長として答えることではないかと思いますが、署名は、この請願について上げられたわけです。私たちは、署名のした人たちの意思を酌んで、この請願を審査したのであって、署名の取り扱いどうこうということは、委員会で審査したりということはありませんので、お願いいたします。

○2 番 (高橋 昭夫君) この請願の趣旨が永久停止と、こうなっております。これから議会としても現地を研修をするというような形でも動いておりますが、もう少し慎重にというか、そういう意見が出たと思いますが、どんなような状況だったかをお聞きしたいと思います。

○総務経済委員長 非常に後退したご意見で驚いているんですけど、中川村の議会においては、既にもう廃炉を求めたり、それから、原発事故に対する請願など、出しているわけです。意見書なんかもね。そうした中で、先ほども言いましたけれど、3・11の福島原発が起こるまでは、原子力は人間の力で何とかなるといふふうを考えていた、しかし、ひとたび事故が起これば、もう、その飛散とか、現況、今までの原発事故もそうですけど、もう停止するしかないという、私たちの中では意見も出ました。そうした中で、先ほども最初に申し上げたんですけど、即時停止という言葉はあり得ましたけれど、そのことはうたわなくて、意見書の中で廃炉と永久停止を求めるといふことで、決議文をつくり、私たちの委員会としては、こういう形で中部電力にも申し入れをしていこうという、そういう結論に達しましたので、報告いたしました。

以上です。

○2 番 (高橋 昭夫君) もちろん永久停止がよいことであるし、ですけども、その対案の議論というか、エネルギー原発にかえての議論というものが、これからさらに深まると、そういう状況で、世界においても、この日本の動きというものは注目されている、それが実在をする体験の国として注目されて、さらに深みの検討が進んでいると思います。そういう意味からして、流行り、そういう状況把握を見極めながら進めていってもいいんじゃないかという意味で、どんな質問が出たか、議論がされたかということをお聞きしたわけでありませう。

○総務経済委員長 先ほども、出された意見については、まとめて報告いたしましたので、それ以上でも、それ以下でもありません。

○1 番 (中塚礼次郎君) 私は、浜岡原発の永久停止・廃炉を強く求める立場に立って発言いたします。

3月11日、東日本大震災の発生によって引き起こされた東京電力の福島原発事故は、現在の人類の技術をもって及ばない、コントロール不能によって放射能をまき散ら

す大災害をもたらしました。多くの住民、弱い立場のお年寄りや幼い子供たちに変な苦悩を背負わせることとなりました。世界有数の地震国、津波国の日本に原発の集中立地することの危険性も明らかとなりました。

そんな中で、浜岡原発は、30年間に90%の確率で発生すると言われる東海地震の原発域の真上につくられております。

12月の14日～15日のテレビ・新聞報道で「福島第一号機 地震で配管破裂か」という東京電力が声高らかに主張し続ける想定外の津波原因説に風穴が開いたと報道されました。経済産業省原子力安電保安院が福島第一号機の原子炉系配管に地震で亀裂が入った可能性がある検証結果をまとめたものです。破損による漏えい等の可能性が議論されているために、漏えいを仮定した感度解析を行ったわけですが、地震によって原子炉系の配管に面積で0.3㎡の亀裂の入った可能性があるということ、0.3㎡というと、ごくわずかな印象を受けるわけですが、ヘアートラック、髪の毛のひびという言葉もある原発の世界では、非常に大きな穴と言われ、1時間当たり7tもの大量の水が噴き出し、原子炉熔融につながる冷却材喪失の事故の引き金にもつながると言っています。報道の中では、可能性ではあるが、津波原因も費等の仮説に過ぎないと、物証がない、原子炉内は、今後10年、あるいは20年は立ち入ることができないということで、仮にカメラで認識したとしても、断熱材などで覆われた細部まではわからない、だからこそ、あらゆる可能性を否定してはならないと報じています。

東電は、今月の2日に発表した社内事故調査委員会の中の間接発表でも地震による重要機器の損傷を重ねて否定しています。

もし、地震で重要機器が損傷したとなれば、国が定期検査に再稼働を認める条件としたストレステストの見直しや原発の安全確保を定めた耐震設計審査指針の全面見直しが迫られ、原発の再稼働は、当然、難しくなります。

私は、日本に現存する原発が、今の耐震設計審査指針により建設された以上、地震のよる大事故が起きる可能性は非常に大きいと考えます。

津波対策ができれば再稼働とされている浜岡原発は、安全な原発になるということは絶対にあり得ません。

私は、浜岡原発の即時停止と永久廃炉を強く求めて発言を終わります。

以上です。

○議長 1番議員、発言でなくて賛成討論ですね。
○1番 (中塚礼次郎君) 以上のことから賛成討論といたします。
○3番 (藤川 稔君) 議長のほうから進行について、質疑・討論っていうセットで言われるものですから、ちょっと先に中塚議員から賛成討論がありましたが、私は反対討論をさせていただきます。よろしいですか。

○議長 どうぞ。
○3番 (藤川 稔君) この3月の定例議会において国へ意見書を、これに関することで出しております。確か福島原発にかかる原発行政について、その見直しについての意見書を出している中で、5項目あった中で、最後の5番だったと思いますが、この浜

岡原発については運転停止ということでありまして、その後、当時の菅総理が停止をされた、そんな経過があります。そこら辺を踏まえまして、今回、提出されました浜岡原発の永久停止・廃炉を求める決議に対して、現時点での決議と、先ほどの委員長報告がありました中部電力への申し入れについて反対の立場で討論をいたします。

福島第一原子力発電所の事故により、原子力発電に対する安全性が根底から覆り、多くの国民に不安を与え、多方面にわたり計り知れない影響をもたらしております。

浜岡原発は、中部電力、唯一の原子力発電所であり、当時の菅総理大臣からの停止要請があるまでは、4号機、5号機、合わせて約250万kwの出力を有する発電所でありました。

浜岡原発の中止により、この夏の電力需要を補うため武豊火力発電所及び知多火力発電所の中止中の発電施設を稼働させましたが、その能力は2機合わせても90万kwと、浜岡原発の3分の1の能力しかありませんでした。

中部電力は、現在、太陽光発電によるメガソーラー武豊を建設中でございます。その能力は7,000kwと焼け石に水の感があります。

そこで、電気の恩恵を無尽蔵に受けてきた私たちは、今までに経験したことのない節電対策が必要になっています。

さらに、化石燃料を燃やすことによるCO₂の排出は、環境問題に影響し、割高な電力コストによる電気料金の値上げも憶測されております。

そして、もう一つの大きな問題は、産業分野における生産性の問題であります。

この夏は、さまざまな方策で何とか乗り越えられても、このような状態が長く続くことにより生産を国外へ求めることになれば、雇用の問題にも発展していくことが懸念をされます。

このように、電力の安定供給は、私たちの生活においては、なくてはならない重要な課題です。

だからといって、原発が最良の方向とは考えておりませんし、日本国土や日本国民の安心・安全性の確保からしても、日本の原発のすべてを永久停止し、廃炉にすべきと考える私のスタンスには、いささかも変わりはありません。

しかし、原子力発電の安心神話が崩れた今、原発にかわる新たなエネルギーを模索しなければなりません。太陽光や火力、地熱といった再生可能なエネルギーの利用も、その一つでしょう。さらに、一般家庭や公共施設への太陽光発電の普及は、国の施策として推し進めなければならない重大な問題でございます。

しかしながら、これらのエネルギー方策を実現するためには、まだまだ長い時間が必要です。

今は、現行の原子力発電の安全性を極限まで突き詰めて、いかなる災害にも屈しないものにする方策をとりながら、新たなエネルギー施策を進めることが大切だと考えます。

今回、提出された966名の署名は重く受けとめなければなりません、以上のような理由から、国民総意の省エネ化に向けたエネルギー利用の基本的動向も見極めなが

ら、中長期的な原子力政策全般の見直しにつきましても議論の深まりを注視すべきと考え、特定の原子力発電所の廃炉を決定することは、地域における社会生活全般の影響も極めて大きく、現時点では円滑なエネルギー政策の転換を見据えた対応に努めるべきと考えます。

よって、浜岡原発の永久停止・廃炉を求める決議につきましては、時期尚早との判断をさせていただき、反対討論といたします。

○議長 ほかに対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑・討論なしと認めます。

これで質疑・討論を終わります。

これより採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 賛成多数です。よって、請願第7号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第6 陳情第6号 国に対して、消費税増税反対の意見書を提出することを求める陳情

を議題といたします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 陳情第6号に対する審査結果を報告いたします。

12月12日の本会議におきまして当総務経済委員会に付託されました陳情第6号国に対して、消費税増税反対の意見書を提出することを求める陳情につきまして、去る12月13日、第1委員会室において全委員出席のもと慎重に審査いたしました。

結果は賛成多数で趣旨採択です。

審査の過程で出された意見は次のとおりです。

「国民アンケートでは、消費税を上げないとやっていけないという6割が理解を示しており、今すぐ上げるということではないので、趣旨採択でよいのではないか。」「今までの税金の使い方、福祉に使うと言いながら明確でない。増税に対する政府の考え方に不信感がある。」「こうした陳情に対案が提示されると、より理解できるのではないか。」「消費税は、低所得者に厳しい税である。」などの意見が出されました。

以上、報告とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

まず、反対討論のあります方は、発言をどうぞ。

○7番 (湯澤 賢一君) 陳情第6号は、国に対して消費税増税反対の意見書を提出することを求める陳情であります。私は、これが趣旨採択になったということに対して反対をいたします。ぜひ、これは意見書を提出すべきである、このように思いまして、反対の討論をさせていただきます。

この陳情書の要旨にあります。幾つかありますが、最初の1番目に書かれております「我が国の財政危機は1988年の消費税導入から始まった。」と、これ、非常に、このように前々から思っておりますが、特に最近、この不景気の中で、生活保護の方々が200万人を超える、貧困の目安というか基準が、200万円以下か以上か、そんな低いところ議論されている状況であります。不思議なことに、増税をすると、いつも、さらに増税が必要になる、増税スパイラルという言葉があるのかどうかわかりません。私の造語かも知れませんが、いつも増税、安易に増税すると、さらに増税が必要になってくるというふうなことを絶えず思っております。

私は、こうした状況の中で、これが、よく言われるように、この増税、さらに増税、さらに増税が、まさにギリシャの歩んできた道であるというふうなこと、これを思いますときに、やはり、増税に頼らない、本当に財政再建、あるいは人々の生活の向上を図るべきだと、このように思いまして、これは、この時期、消費税増税反対の意見書を上げるべきだということで、趣旨採択に反対するものであります。

○議長 ほかに対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これで質疑・討論を終わります。

これより採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 賛成多数です。よって、陳情第6号は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

日程第7 陳情第7号 県に対して、住宅リフォーム助成制度創設の意見書を提出することを求める陳情

を議題といたします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

○総務経済委員長 総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。
陳情第7号に対する審査の結果を報告いたします。
12月12日の本会議におきまして当総務経済委員会に付託されました陳情第7号県に対して、住宅リフォーム助成制度創設の意見書を提出することを求める陳情につきまして、去る12月13日、第1委員会室において全委員出席のもと慎重に審査いたしました。
結果は全員一致で採択です。
審査の過程で出された意見は次のとおりです。
「耐震とリフォームはセットできると効果がある。静岡県は、東海地震を見据えて積極的にやっている。秋田県では、市町村の実施する住宅リフォーム助成制度への上乗せをして経済刺激策、住環境施策として効果を上げている。」「住宅金融公庫の増改築資金の制度がなくなってしまっている。」また、直接、県は関係ありませんが、「村長は住宅リフォーム制度に対して金持ち優遇と言いますが、村としても条件をつけるなどして検討すべきではないか。」などの意見が出されました。
以上、報告とさせていただきます。
よろしくご審議をお願いいたします。
○議長 報告を終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
反対討論の方の発言を許します。
反対討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長 次に賛成討論の方の発言を求めます。
○7番 (湯澤 賢一君) 委員長報告にもありましたが、村では、村長の考えでは、この住宅リフォーム制度については賛成できないってことでありましたが、県に対しての、この意見書であります、仕事が無ければ困る、ひとり親の方々の仕事を増やすことが、この助成制度の目的であると、私は、そのように解釈しております。
いろんな制度が用意されているからって、いわゆる、その資金的な制度というのがあるかと思いますが、資金、そうした制度を使うためには、やはり仕事が必要なんだ、仕事が無ければ、お金も借りられないし、借りる用途も起こらない、ただ、ひとりじつとしているしかないというふうな状況の中で、やはり、仕事を増やすことという、私は、これは制度だと、若干、太陽光のあれとは違くと、このように思っております。
ぜひ、これは、こういうことで、委員長報告に対して賛成の立場で討論といたします。
○議長 ほかに討論はありませんか。

○議長 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
討論なしと認めます。
これで質疑・討論を終わります。
これより採決を行います。
この陳情に対する委員長の報告は採択です。
この陳情は委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
○議長 全員賛成です。よって、陳情第7号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。
日程第8 陳情第8号 子ども発達支援施策の継続と拡充の陳情書を議題といたします。
本件は厚生文教委員会に付託してあります。
厚生文教委員長より審査結果の報告を求めます。
○厚生文教委員長 陳情第8号に対する審査結果を報告いたします。
去る12月12日、議会本議会において厚生文教委員会に付託をされました受理番号8号 子ども発達支援施策の継続と拡充を求める陳情について、13日、役場第2委員会室において委員全員出席のもとに審査を行いました。
この陳情書は、既に村、村長あてに同じ要望書が提出をされていまして、保健福祉課長に出席を求め、発達障害者などの早期発見と療育支援などの説明を受け、慎重に審査を行いました。
審査の結果は趣旨採択であります。
陳情の趣旨は、発達障害を初め教師から見て気になるつまづきがある児童を対象に、過去2年間にわたり理学療養士や臨床心理士の療育に基づき特別支援を受けてきた。発達障害者支援法は、発達障害の早期発見、治療を国や自治体の責務であるとうたい、現在、さまざまな施策が講じられている。その中で、学校の特別支援は既に制度化されていますけれども、保育園においては、一律の制度がなく、自治体ごとの創意工夫によって支えられてきた。中川村においては、おひさまクラブといった保育園児を対象とした早期の特別支援が提供され、積極的な取り組みを進めてきたが、23年度で、この保育園時期の特別支援がなくなるため、現状の早期の特別支援、すなわち保育園時期の特別支援の継続と一層の拡充を求める、そういうものです。
審査の結果ですが、委員から「家族や対象者の立場からは、非常に心強いもので、衰退することのないよう継続の必要性がある。」などの意見が強く出されまして、結果として全員一致で趣旨採択となりました。
以上、報告といたします。
○議長 報告を終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 次に討論を行います。
 討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑・討論なしと認めます。
 これより採決を行います。
 この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。
 この陳情は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議 長 賛成多数です。よって、陳情第8号は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。
 ここで暫時休憩といたします。再開を3時ちょうどとします。
 [午後2時45分 休憩]
 [午後3時00分 再開]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。
 日程第9 発議第1号 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）参加に向けた虚偽
 の中止を求める意見書の提出について
 を議題といたします。
 朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○8 番 (柳生 仁君) 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）参加に向けた協議の中止
 を求める意見書
 野田首相は、さきに開かれたAPEC首脳会議の際に「TPPへの参加に向けて各
 関係各国との協議に入る」との方針を表明し、アメリカ政府は、日米首脳会談で野田
 首相が「すべての物品やサービスを貿易交渉のテーブルに乗せる」と表明したことを
 発表している。
 これをめぐって、野田首相の発言は、「TPP参加が前提でない。」などと釈明して
 いるが、こういう言いわけは、国民や民主党内のTPPに反対ないしは慎重な対応を
 求める勢力への配慮であっても、国際的には通用するものではない。
 ロイター通信は、「野田佳彦首相は11月11日に日本が米国主導の貿易協定TPPへ
 の協議に参加する意思がある旨を明らかにした。」と報道している。
 野田首相のすべての物品やサービスを自由交渉の対象とするか否かの発言をめぐっ
 て、アメリカ政府の発表を否定しながら、訂正さえ要求していない。
 さらには、APEC首脳会合から帰国後の記者会見で野田首相は「昨年11月に政府
 が決めた包括的連携基本方針に基づいて進める。」としているが、包括的経済連携に関
 する基本方針、2010年11月6日では、「政治的、経済的に重要で、我が国に特に大き
 な利益をもたらすEPAや広域経済連携については、センシティブな品目についての
 配慮を行いつつ、すべての品目を自由化交渉の対象とし、交渉を通じて高いレベルの

経済連携を目指す。」と明記している。
 そして、何よりも、日米首脳会談では、日本がTPPに参加するために必要なアメ
 リカ議会の承認に向けた2国間の事前協議を行うことで一致している。
 このように、今回のTPPに対する方針は、明確にTPP交渉参加を前提にしたも
 のであって、TPPへの参加に反対する多くの国民や、これまでに議決されている44
 都道府県、市町村議会の8割を超える反対ないし慎重な対応を求める意思を踏みにじ
 るものであり、断じて許されるものではない。
 これまでの議論を通じて、TPPは農業などの第1次産業への壊滅的な影響にとど
 まらず、医療など国民生活の根幹に影響が及ぶ懸念が広く指摘されているが、政府の
 説明は、「国益を守る」などと抽象的な説明にとどまっている。国益に重大な影響をも
 たらすTPPについては、国民的コンセンサスもなく、多くの反対世論を無視して参
 加を強行することは絶対に許されない。
 よって、TPP参加に向けた協議を注視することを求める。
 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
 よろしくご審議をお願いします。

○議 長 説明が終わりました。
 これより質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。
 これで質疑・討論を終わります。
 これより採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議 長 賛成多数です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。
 日程第10 発議第2号 中部電力浜岡原発の永久停止・廃炉を求める決議について
 を議題といたします。
 朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○4 番 (山崎 啓造君) 中部電力浜岡原発の永久停止・廃炉を求める決議
 2011年3月11日、東北地方太平洋沖地震が発生し、未曾有の津波による被害と福
 島原発からの大量の放射能飛散が起きました。
 浜岡原発は、東海地震の震源域真上にあり、地震予知連絡会では観測強化区域に設

定しています。

東海地震は、1854 年以來の空白期となっており、これから 30 年間に発生する確率は 90%との報告もあります。

福島原発事故に見られるように、現在の原発技術では、冷却水がなくなると炉心が溶け、コントロール不能になり、放射能をまき散らす大災害をもたらすこと、さらに、放射能廃棄物を処理する方法がないなど、未完成の危険をはらんでいることを浮き彫りにしました。

また、そうした施設を、世界有数の地震国、津波国である、この日本で集中立地することの危険性も明らかになりました。

歴代政府は、安全神話にしがみつき、十分な安全対策をとらずに福島原発事故を引き起こしました。

ひとたび原発事故が起きれば、「想定外でした」では済まされない何 100 万人もの命にかかわる重大事です。

予想される東海地震の規模は、最悪の場合、東海、東南海、南海の 3 つが連続する巨大地震と想定されています。今回の東北太平洋沖地震に勝るとも劣らない規模と考えられます。

東海地震想定震源域の中心にある浜岡原発は、地震の揺れにより損傷する可能性が高く、津波対策などを実施しても原発事故を防ぐことは困難であることが明らかであります。

中川村は、浜岡原発から 100km 圏内にあり、村民の安全にとって浜岡原発の存続は重大と考えます。私たちの暮らしとともに孫子の命がかかった問題です。

福島原発と同様な事故が起きれば、中川村民は、放射能汚染の恐怖のもとで、長期間、生活を強いられることとなり、子供たちの未来に大きな不安を抱かざるを得ません。

よって、中部電力浜岡原子力発電所については、永久停止・廃炉にするよう切望するものです。

以上、決議します。

平成 23 年 12 月 16 日 長野県中川村議会

以上であります。

よろしく願いをいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論を終わります。

これで質疑・討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

賛成多数です。よって、発議第 2 号は原案のとおりに可決されました。

日程第 11 発議第 3 号 「住宅リフォーム助成制度」の創設を求める意見書の提出
について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議 長

趣旨説明を求めます。

○6 番

(大原 孝芳君) では、朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

「住宅リフォーム助成制度」の創設を求める意見書

近年の公共工事の削減や長引く不況による個人消費の低迷は、地域経済に大きな影響を与えています。

とりわけ中小業者の多い地方建設業界の落ち込みは激しく、倒産や雇用の維持ができなくなるなど深刻な状況が続いています。

また、このような状況において、我が国を東日本大震災と福島原発事故が襲い、その上での異常円高が大きな打撃を与えています。

ここからの立て直しは、まさに国民的課題であり、各方面において民主的な論議と建設的な努力が強く求められています。

こうした景気の低迷の打開に向けて、全国の地方自治体では、住民が地元業者へリフォームを発注した際に、その費用の一部を自治体が助成する住宅リフォーム助成制度を創設する自治体が増えています。この制度を実施している多くの自治体では、予算額の 10 倍、20 倍以上の経済波及効果を認め、同時に住民の住環境の向上にもつながるなど、建設業界、住民、双方から喜ばれています。

言うまでもなく、住宅建設関連は地域経済において大きな比重を持っています。したがって、政府も緊急経済対策の一つに住宅エコポイントを打ち出し、耐震関連や高齢者関連の住宅改造助成制度も実施しています。

また、長野県は、「県産材活用の環の住まい助成金制度（新築 100 万円、リフォーム 40 万円）」を実施しています。

そのように、住宅関連施策は幅の広い地域経済振興施策であるとともに、住と暮らしの環境改善、社会福祉施策の観点からも重視されているところです。

現に住まいの改善度は全体として大きく進んでいるとは言えませんが、その背景に経済不況、消費購買力低下があるということは言うまでもありませんが、従来、活用されてきた住宅金融公庫の増改築資金がなくなったことなど、金融制度の支援が弱くなったこともあられると思われま

そういう中で、住宅リフォーム助成制度は、広く住宅改造を広げるインセンティブ（奨励、刺激）を発揮しており、経済・社会施策の両面から、その実施が強く期待されているものです。

この制度の特徴は、

- ①住宅、店舗の新築、増築、改築を行う施主に対して助成金を助成している。
- ②助成率は契約金額または領収書金額の10～50%である。
- ③助成限度額は自治体によって異なるが、1～500万円（平均10～50万円）。
- ④助成金は、現金または地域通貨券、商品券で支給している。
- ⑤工事会社は、本店が各自治体にあることを要件としている。
- ⑥現在では全国で380を超える県と市町村で実施されている。
- ⑦新築、リフォームは、受注会社1社の工事ではなく、関連20業種が必要と言われており、経済循環効果が大きい。
- ⑧自治体にも固定資産税、地方消費税、住民税、国保税、介護保険料などさまざまな形で還元される。例えば、山形県庄内町の原田真樹町長は、平成21年度の工事費総額は7億円、町の最大の公共事業の土木工事費の10億円に迫るほどであり、お祝い金事業は町の第2の公共事業と胸を張っている。また、固定資産税だけでも増収が見込まれると予測している。
- ⑨仕事が発生することにより、後継者育成も進む。
- ⑩雇用促進のために国や県、市町村では新規労働者採用会社に対して助成金制度もつくって進めているが、その点でも一致できるものと思う。
- ⑪県外からの悪質なリフォーム業者から市民の生活を守ることになる。
- ⑫介護保険の住宅部分改造工事の助成制度、国の住宅エコポイント制度、自治体の各種施策と併用して住民に喜ばれている、

など、助成金の30～130倍の経済効果があると各自治体で発表しています。

以上のことから住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書を提出するものです。

よろしくご審議をお願いします。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これで質疑・討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第12 委員会の閉会中の継続調査について

を議題といたします。

総務経済委員長、厚生文教委員長及び議会運営委員長から、議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

本件について、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本定例会の会議に付された事件の審査は審議がすべて終了しました。

ここで村長のあいさつをお願いします。

○村長 平成23年中川村議会12月定例会の閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会では、提案申し上げましたすべての議案を原案どおりお認めいただき、まことにありがとうございました。

また、一般質問では、農業を中心とする産業振興や集落の担い手不足、人口減、子育て支援、消防団員確保、自然エネルギーの取り組みなど、数多くの問題提起をちょうだいいたしました。

経済、社会の仕組みが制度疲労を起こし、課題だらけであるのに、なかなか解決できる新たな仕組みは見出せない中、追い打ちをかけるように東京電力による原発災害が発生し、時代は、ますます混迷を深めています。

村としても、この状況において、さまざまな課題を深く掘り下げて考え、将来に向けての対策をしていかねばなりません。

ちょうだいいたしました問題提起を生かし、課題検討のよすがとさせていただきます。

今年も残りいよいよ2週間となりました。議員各位、年の瀬を迎え公私ともにますますご多用のことと存じ上げますが、風邪などひかれませんように、また、引いておられる方は早く治されるようにしていただき、何とぞご自愛をいただき、ご健勝にてよい年をお迎えください。

来年は、災害や事故のない平穏な年となりなすよう祈念申し上げ、定例会閉会のあいさつといたします。

大変ありがとうございました。

○議長 これで本日の会議を閉じます。

以上をもって平成23年12月中川村議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

○事務局長 ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

[午後3時20分 閉会]

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____